

平成25年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成25年2月26日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成25年3月26日（火）午前10時開会

- | | | |
|--------|---------|----------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 尾鷲市公共下水道及び都市下水路の構造等の技術上の基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 尾鷲市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 尾鷲市暴力団排除条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 尾鷲市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 尾鷲市道路等占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 尾鷲市営住宅条例等の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 13号 | 尾鷲市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 14号 | 尾鷲市消防団条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 15号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 16号 | 住民生活に光をそそぐ基金条例の廃止について |
| 日程第 19 | 議案第 17号 | 平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について |

- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算
の議決について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予
算の議決について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の
議決について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の
議決について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4
号）の議決について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管
理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議に

ついて

日程第 3 7 議案第 3 5 号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議に
ついて

(提案説明、審議留保)

日程第 3 8 議案第 3 6 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について

(提案説明、質疑、採決)

日程第 3 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 4 0 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案説明、質疑、採決)

日程第 4 1 報告第 1 号 専決処分事項について (損害賠償の額の決定)

(報告、質疑)

日程第 4 2 発議第 1 号 尾鷲市議会会議規則の一部改正について

日程第 4 3 発議第 2 号 尾鷲市議会委員会条例の一部改正について

日程第 4 4 発議第 3 号 尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改
正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員 (15名)

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 端 無 徹 也 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 三 林 輝 匡 議員	6 番 神 保 美 也 議員
7 番 南 靖 久 議員	8 番 三 鬼 和 昭 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	1 0 番 大 川 真 清 議員
1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員	1 2 番 三 鬼 孝 之 議員
1 3 番 高 村 泰 徳 議員	1 5 番 中 垣 克 朗 議員
1 6 番 真 井 紀 夫 議員	

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者

市長
会計管理者兼出納室長
総務課長
防災危機管理室長
市民サービス課長
環境課長
魚まち推進課長
建設課長
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院医事課長
教育委員長職務代理
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育担当調整監
監査委員

副市長
市長公室長
財政課長
税務課長
福祉保健課長
商工観光推進課長
木のまち推進課長

尾鷲総合病院総務課長

教育長
教育委員会生涯学習課長

監査委員事務局長

○議会事務局職員出席者

事務局長
議事・調査係書記

議事・調査係長

〔開会 午前10時01分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより平成25年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

寒さの中にもようやく春の気配を感じられる季節となりました。議員の皆様方には、平成25年第1回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、新年度に向けての大変重要な定例会でございます。本定例会には、36議案と諮問2件、報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番、神保美也議員、7番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から3月21日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの24日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例

の制定について」から日程第37、議案第35号「三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について」までの計35議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました35議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成25年第1回定例会の開会に当たり、平成25年度当初予算並びにその他の諸議案についての御説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対して格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、第6次尾鷲市総合計画が平成24年度からスタートし、将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、共創をキーワードに、今後のまちづくりを市民と行政がともに進め、それぞれの施策により効果的かつ効率的な市民サービスの向上を図っているところであります。

新年度は、総合計画の2年目という実働期を迎え、選択と集中により施策の着実な推進を目指すとともに、市民との共創による地域力の向上が本市の持続的発展を遂げる源であると考えております。

社会環境の変化につきましては、紀勢自動車道の紀勢大内山インターチェンジと紀伊長島インターチェンジ間が、来る3月24日に開通の運びとなり、熊野尾鷲道路のⅡ期事業も平成24年度に着手されたことから、中京圏、関西圏と三重県南部地域を結ぶ広域ネットワークの実現にまた一步近づいてまいりました。高速道路の開通は、尾鷲を発信する絶好のチャンスでもあることから、地元の魅力を高め、その情報を効果的に発信する施策を講ずる必要があります。

本市といたしましても、このチャンスを逃すことなく、市の発展につなげ、地域や企業がプラス面を享受できるよう、他の先進事例の調査や先駆的な取り組みの導入などを検討するとともに、国や県の動向にも期待感を持ちつつ、地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、道の駅やごみ分別、防災などについての市政懇談会を1月17日の古江会場から開始し、2月22日の大曾根会場まで、15会場で行いました。延べ310人の市民の皆様の御参加のもと、直接お声を聞かせていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

特に、道の駅につきましては、賛成、反対、双方の御意見をいただきました。

賛成意見では、高速道路を通過してふえてくると予測される来訪者に、本市の情報を発信し、町なか等へ誘導するツールとしての道の駅のメリットや、発災時の全国からの応援物資や資機材、ボランティアなどをまず受け入れる防災拠点としての役割などを期待する声が大きく、一方、反対意見としましては、物販施設等の採算性の懸念、赤字補填を心配する声、町なかに誘導する具体的なプランがないことなどが挙げられました。

今後は、市政懇談会でも御説明させていただきましたが、国との一体型整備を目指していく上では、熊野尾鷲道路Ⅱ期事業に合わせた要望を行う必要があり、市政懇談会での皆様の御意見も踏まえて、議会とも相談をさせていただきながら、見きわめてまいりたいと考えております。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からはや2年が過ぎようとしていますが、いまだに多くの方が仮設住宅での避難生活を強いられ、日々不安なときを過ごされていることに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い平穏な生活が訪れることを願う次第であります。

この東紀州地域では、東海・東南海・南海地震、台風や豪雨による風水害など、まさに待ったなしの状況であり、その防災・減災対策を間断なく対応していかなければならないと考えております。

本定例会は、私の今任期におきます最後の定例議会となりますので、この場をおかりして、市民の皆様、議員の皆様、そして多くの方々からお力添えをいただきましたことに深く御礼申し上げます。

続きまして、地区センターと各コミュニティーセンターにつきましては、市民が利用しやすく、地域のまちづくり活動の拠点となるよう、体制整備を行いました。

現在、地元の資源を利活用した産品開発の着手や手工芸の教室などの取り組みが見られますが、まだまだ未成熟な段階にありますので、さらに地域住民の創意工夫による発展的なまちづくり活動ができるよう、支援をしていきたいと考えております。

また、老朽化が著しい施設もあることから、尾鷲市公共施設耐震化計画に基づき順次整備を進めることとしており、まず、平成24年度に早田コミュニティーセンターの整備に着手し、次に、平成26年度完成をめどとして、九鬼地区及び曾根地区においては、地区センター機能を合わせたコミュニティーセンターの建設に向けて、住民代表の方々と協議を開始しました。

今後、こうした施設を生かして、地区のまちづくり活動がより活発になっていくことを期待しております。

次に、市民の皆様と情報共有を進め、まちづくり等への市民参画や共創の推進、交流の促進などを図るため、広報おわせやホームページ等を通じて、市域の情報を内外に発信しております。

中でも、毎月発行する広報おわせは、行政情報や暮らしの情報などを直接市民の皆様にお届けできる重要な媒体となっております。

新年度は、この広報おわせを5月号よりフルカラー化し、情報発信力や伝達力の強化と魅力向上を図り、より親しまれ、わかりやすい情報をお伝えするとともに、あわせて有料広告の掲載も検討してまいります。

次に、防災対策についてであります。

東日本大震災から見えてきた教訓、また、本市の「津波は、逃げるが勝ち!」、 「明るいうちからの早めの避難」といったスローガンのもと、市民みずからが主体的な計画と行動をとることができるよう、市民と行政が共創して、市民参加による防災対策を推進してまいります。

県では、さまざまな事態を想定し、平成24年度に避難所運営マニュアルが策定されましたが、本市でも地域の実情に沿ったマニュアルの策定を急いでおります。

このような中、2月23日、24日の2日間にわたり、市体育文化会館で、みえ防災コーディネーターおわせを中心とした避難所体験訓練を実施しましたところ、約200名の方の御参加をいただき、うち45名の方が宿泊体験もされました。この訓練は、長期間にわたる避難所生活を余儀なくされている東日本大震災での教訓をもとに、本市でも避難所生活を体験していただくことにより、今後の避難所運営に係る問題点の抽出を図ろうとするものであります。

訓練終了後は、アンケート調査も実施し、たくさんの御意見や反省点、提案をいただきました。今後、これらの御意見等を避難所運営マニュアルに生かしていきたいと考えております。

寒い中、訓練に御参加いただきました市民の皆様を初め、御協力いただいたボランティアの皆様、後援、協賛をいただいた団体、企業の皆様には、心からお礼申し上げます。

次に、防災情報発信の重要な対策として、エリアワンセグシステム基盤整備事業に本格的に着手いたします。

災害時においては、いかなる状況下でも、市民の皆様到的確な情報を速やかに届けることが重要で、これにより迅速で適切な避難を促し、自分の命は自分で守るための速やかな判断行動につながっていくものです。

近年、住宅の気密性の向上や豪雨時における風雨の影響などにより、防災行政無線の放送が聞き取りにくいといった意見が数多く寄せられており、その対策として、携帯電話へのメール配信、フリーダイヤルでの放送確認、戸別受信機の半額有償配布などの手段を講じておりますが、近い将来、防災行政無線のデジタル化が予定されており、デジタル方式への移行時には、現在の戸別受信機では対応ができなくなることから、新たにエリアワンセグシステムの構築を図ってまいります。

これは、平成22、23年度に整備した無線アクセスシステムを活用し、市内全域でエリアワンセグ放送の受信が可能となる基幹整備を行うもので、また、あわせて専用受信端末、タブレット1,000台を開発し、公共施設、防災関係機関、集客施設等に先行配備するとともに、各地区においても、市民の皆様モニターとして協力していただく予定であります。

エリアワンセグ放送については、平成24年度中に伝搬実験の検証を行った結果、市内全域で良好に受信できることが報告されており、市民の皆様には、いつでも、どこでも、誰でも音声・映像・文字情報での伝達・収集が可能となり、これまでの放送内容が聞き取れないという課題も早い時期に解消したいと考えております。

また、新年度早々には、行政放送をも含む放送内容の範囲、戸別受信機の代替となる専用受信端末、タブレットの配布方法等の課題について、庁内に検討委員会を立ち上げ、協議してまいります。

次に、平成24年度から取り組んでおります尾鷲市地域防災力向上補助事業につきましては、既に42組織の自主防災会等が活用し、避難路整備、資機材の補充、海拔表示板の設置など、特色ある活動が行われております。

新年度においてもこの補助金制度を継続しますので、地域の皆様がみずから行動することにより、自助、共助はもとより、一層の地域コミュニティーの醸成につながることを期待いたします。

次に、健康づくりについてであります。

本市では、安心して子供を産み育てる環境づくりとして、次世代育成支援行動計画に基づき、妊婦健康診査や特定不妊治療への助成、赤ちゃん訪問や健康相談、

育児教室などを積極的に実施しており、これらをさらに継続的、発展的に取り組んでまいります。

また、これまで県が実施してきた未熟児養育医療費助成事業及び低体重児の届け出が新年度から市町へ権限移譲されることに伴い、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対する医療費給付を本市で行ってまいります。

成人の保健事業におきましては、生活習慣病予防を中心に、健康知識の啓発、生活習慣改善の実践を進めてまいります。

また、乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて、無料クーポン券を対象となる年齢の方々に交付し、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

また、これらの保健事業をより効果的に推進していくために、新年度において、みんなが安心して、健やかに暮らすための行動計画として、健康増進計画を策定してまいります。

次に、高齢者に対しましては、転倒予防教室を初めとする各種教室や健康体操の普及に努めるとともに、特に疾病予防の観点から高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業を開始し、肺炎の重篤化を予防し、高齢者の健康保持に努めてまいります。

次に、ココロとカラダの健康増進ウォーキング推進事業については、共創事業として市民とともに、引き続き新たなコースの開発に取り組み、地域に根差した健康づくりの地域資源として活用し、生活習慣病予防や介護予防につなげてまいりたいと考えております。

次に、地域医療についてであります。

全国で地域医療の崩壊が進んでいる中、県下の状況も非常に厳しく、医師不足等がまだまだ続くと思われまます。

尾鷲総合病院においては、三重大学や伊勢赤十字病院を初めとする医療機関の支援や、地域の皆様方の支えをいただき、365日24時間救急体制を維持することができております。

しかし、本市を含め東紀州地域では、高齢者が増加し、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯における老老介護等が増加していることから、尾鷲総合病院を中心として、高齢者社会に対応するため、医療から介護への流れを確立することも重要になっており、地域の皆さんが安心して生活できる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

また、電子カルテにつきましては、平成25年2月1日から運用を開始いたし

ました。

この電子カルテの導入には多くの利点があります。その一つとして、患者さんが高齢になるにつれ、複数の疾病を抱えることが多くなりますが、そういった患者さんの各科での診療内容や病歴について、院内ネットワークにより迅速、正確な情報伝達が可能となり、コミュニケーションの緊密化が図られ、安全安心でより質の高い医療を提供することができるようになりました。

今後も、尾鷲総合病院を利用させていただく皆様からの意見を病院運営に反映させ、皆様の病院であり続けるよう努力してまいります。

次に、高齢者保健福祉についてであります。

高齢化が進む本市において、高齢者が住みなれたこの地域で、生きがいを持って生活するためには、健康であることが重要であります。

このことから、いつまでも健康でありたいと願う高齢者の健康づくりを支えるため、その人の状態に合った介護予防事業を推進しており、年々参加者も増加しております。新年度も引き続き介護予防事業を積極的に展開してまいりますので、多くの皆様の御参加をお願いいたします。

また、ひとり暮らしの高齢者等の住宅生活支援につきましては、栄養管理と安否確認を兼ねた食の自立支援事業や、在宅での緊急時に備える緊急通報システム管理事業などに加え、尾鷲市地域包括支援センターと協働して、さまざまな相談に対応することにより、高齢者の皆さんが、住みなれた地域で安心して暮らすことができる支援にも、引き続き取り組んでまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害のある人が、地域で生きがいを持ち、安心して暮らすためには、住む、働く、活動する、学ぶことなどが、日常の生活として営まれていることが必要であります。

このため、障害のある人一人一人に合った生活の場として、第3期尾鷲市障がい福祉計画に掲げる、生活介護・就労継続支援などによる地域生活支援のほか、就労支援のための相談や仕事を継続するための就労後フォローアップなどの支援に努めてまいります。

また、これまで県が実施してきた育成医療給付が、新年度から市町へ権限移譲されることに伴い、身体に障害のある児童に対し、指定医療機関において、生活の能力を得るために必要な医療給付を本市で行ってまいります。

さらに、障害者虐待防止を目的に平成24年度に設置した障害者虐待相談窓口

についても、紀北地域障がい者相談支援センターなどの関係機関と連携を図り、体制の強化に取り組みます。

次に、農業振興についてであります。

天満地区におきましては、耕作放棄地の発生防止を目的に、16軒の農家と1軒の農業生産法人との間で、約23ヘクタールの農地について5カ年の集落協定を締結し、農地の保全や農道等の維持、管理に取り組んでまいります。

次に、農業基盤整備であります。老朽化している矢浜地区の農業用水路について、破損している取水堰の補修工事と水門の新設などの改良工事を行い、農業用水の安定的供給と台風などの緊急時の安全かつ容易な放水を確保いたします。

次に、林業振興についてであります。

現在、国内の森林は、手入れが十分になされず、放置され、荒廃が目立つようになりました。

戦後の拡大造林政策によって植栽された人工林の多くが伐期を迎えておりますが、安価な外材の輸入増加による国産材の価格低下によって、全国的に林業の低迷が続いており、現在の原木価格では伐採後の再生林の費用を賄うことができず、林業経営としての伐採はほとんど行われていない状況であります。その結果、森林の伐採、利用・植栽、保育という循環が停滞し、林齢構成が偏るとともに荒廃が進み、将来における森林資源の持続的な利用の確保が難しくなっております。

荒廃した森林は、その公益的な機能を十分に発揮できず、台風や大雨によって土砂災害が起きやすくなり、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素を吸収する働きも低下しております。

森林の持つ本来の機能を回復するとともに、森林の循環を正しく動かすためには、国産材を積極的に活用し、需要をつくり、山に還元する必要があります。

このような状況の中、本市におきましても、伐採された材が地元の原木市場に集まらない状況が続いており、その結果、製材所等の関連産業の衰退にもつながっております。

こうしたことから、波及効果、偏った林齢構成の平準化、公益的効果の三つの目標を掲げ、市有林主伐事業を平成24年度から開始いたしました。

一つ目の波及効果につきましては、低迷していた木材価格もことしに入ってから少しずつ上昇してきており、今後も継続した市有林材の出材により、さらなる原木価格の上昇につながることを期待しております。

また、市有林材を購入された市内外の業者を数社訪問し、聞き取り調査を行っ

た結果、市有林材はアクリクイが少なく、特に一番玉がよいとの評価をいただくとともに、地域林業を継続維持するための市有林主伐事業は、地域林業はもとより治山治水等、環境面へも好影響があらわれるとの言葉もいただき、当事業への評価の高まりを感じております。

二つ目の偏った林齢構成の平準化につきましては、主伐と植栽により、例えば百年の森といったような長伐期の樹木となる木も残した形で平準化を進めることにより、安定した事業量、生産量が確保できるようになることから、雇用の確保や林業の継続的経営につながり、次の世代へ優良な財産を残せることとなります。

三つ目の公益的効果につきましては、森林は木材の生産だけでなく、土砂災害の防止や水源の涵養など、環境保全や生活に深くかかわった多面的機能を有しております。

これらのことから、主伐による市有林材の流通は、民有林を含めた尾鷲材の販売量の拡大が期待できることや波及効果も大きいことから、林業、関連産業の活性化につながり、また、森林組合おわせや尾鷲原木市場協同組合、林業関係者からは、当事業の継続を強く求められ、要望書も受け取っております。

次に、本市や紀北町の林業関係団体などで組織し、平成24年5月31日に設立されました東紀州木質バイオマス利用協議会におきましては、12月27日にウッドピア木質バイオマス利用協同組合と供給協定を締結し、本年1月22日から出材を開始しました。平成26年度までの3年間で、尾鷲管内の民有林や市有林を合わせて2,200トンの出材を目標としております。

また、バイオマス事業につきましては、県内の森林組合や林業者によって、平成25年2月1日に県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会が設立され、これまで放置されていた間伐材等の利用が進められることになりました。森林整備や雇用の創出にもつながるものと期待できることから、今後も当協議会や県と連携をとりながら、民有林や市有林の林地残材や端材、未利用間伐材の活用を図り、地域の林業、関連産業の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、林道基盤整備事業につきましては、林野庁に要望しておりました林道保全事業が、国の平成24年度補正予算の対象となったことから、市が管理する林道橋の点検診断を実施いたします。診断結果に基づき、長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の長寿命化及びかけかえに係る費用の縮減を図りつつ、林道の安全性、信頼性を確保してまいりたいと考えております。

次に、漁業就業者対策についてであります。

漁業従事者の確保、育成につきましては、漁業体験教室の開催や大型定置網漁業への就業を目的とした漁業長期研修への支援などの取り組みに加え、平成24年度から若者などの水産業への就業・就労支援を促進し、漁業に関する知識や技術を習得していただく拠点として、早田漁師塾が開講されました。

漁師塾では、市外から2名の受講生を迎え、約1カ月間、漁業者の指導のもと、漁業実習、網修繕、座学講習などの研修を終え、1名が、株式会社早田大敷への研修生としての受け入れが決まりました。現在、早田地区においては、この漁師塾受講生の研修生1名のほか、漁業体験教室等を経て、市外から3名の若者に漁業に着業していただいております。

また、このような取り組みとあわせて、地域におけるまちぐるみの受け入れ態勢や空き家を活用した住居の確保など、一連の仕組みづくりが重要であると考えており、今後も、地区を初め、県、漁業関係団体とともに、担い手の確保、育成に努めてまいります。

次に、尾鷲港産地協議会では、尾鷲魚市場への水揚げ増大による水産業の振興を図ることを目的に、県内外の近海マグロはえ縄漁船の誘致に取り組み、平成25年2月までに、19隻、48回の水揚げが行われております。

今後も定期的にマグロ類の水揚げが継続されることにより、漁協経営の安定化はもとより、水産関連産業、その他関連産業の一層の活性化を期待するところであります。

また、アオリイカのブランド化に向けた取り組みにつきましては、墨どめ、タグづけに手間はかかりますが、取り組みを継続したことで品質が安定し、東京の築地市場においては、尾鷲のタグつきアオリイカが高評価を得ており、すし店や料亭に卸されていると聞いております。

本市といたしましては、今後も引き続き、員外船誘致への取り組みや尾鷲の魚のブランド化など、さまざまな方法で水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図るため、水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、平成23年度に須賀利漁港の保全計画の策定を終え、現在、早田、古江漁港の計画策定を行っているところであります。行野浦、大曾根浦、曾根漁港につきましては、今回、国の平成24年度補正予算の対象となったことから、機能診断調査を実施してまいります。

また、保全計画の策定を終えた須賀利漁港につきましては、新年度から機能保全5カ年計画に基づき、測量設計、第二貝殻防波堤の鋼矢板電気防食工と本體工補修、市場前物揚げ場の鋼矢板電気防食工を順次実施してまいります。

次に、企業立地促進法に基づき、平成24年11月に、尾鷲市、紀北町、県、商工関係団体、農林漁業関係団体、三重大学及び金融機関等により設立しました尾鷲・紀北地域産業活性化協議会の取り組みについて御報告いたします。

当協議会では、尾鷲市と紀北町を対象に、みえ尾鷲海洋深層水関連産業、地域資源活用関連産業、環境・エネルギー関連産業を集積業種に指定し、企業の立地、集積を目標とした基本計画案を策定することにしております。

また、本計画は、一般的な工場誘致による2次産業だけではなく、1次産業である水産養殖業や3次産業である宿泊関連産業等も含めた農商工連携や6次産業化も見据えた計画であり、これらの産業集積に取り組んでいこうとするものであります。

今後、経済産業省の同意を得た上は、立地企業への設備投資減税や工場立地法の特例措置、農地転用手続の迅速化、立地に係る支援が図られるなど、目標に向けた環境が整うことになり、国、県を初め、関係諸団体の支援もいただきながら、企業立地を促進してまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水事業についてであります。

海洋深層水の多段活用型陸上養殖試験につきましては、通年におけるアワビ、サツキマス、ナマコ、ハバノリ、それぞれ単体での養殖試験に加え、養殖種を多段的に組み合わせる試験モデルも投入して、事業化を意識した試験養殖を行っており、現在の状況は、それぞれの個体の歩どまりを初め、飼育状況としては良好な結果を得ております。

今後、事業化に向けた具体的な協議を行い、6次産業化に向けた事業誘致を実現させたいと考えております。

また、他の分野における需要開拓や企業誘致についても、県と連携しながら積極的に進め、引き続きみえ尾鷲海洋深層水事業の進展を図ってまいります。

次に、物産振興事業につきましては、民間事業者や尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と共創して、特産品開発や人材育成、情報発信等に取り組んできております。

現在、尾鷲ものづくり塾を開講し、専門家のアドバイスも受けながら、特産品の開発や改良を行い、名古屋や東京の大都市圏においてマーケティング調査等も

実施しており、東京駅のエキナカショップに、梶賀のあぶりなど、何品か出品する動きも出てきております。

新年度におきましても、これらの特産品開発の取り組みをさらに推し進めるとともに、開発された新商品を尾鷲まるごとヤーヤ便等により消費者にお届けし、尾鷲のPRや販売促進に取り組んでまいります。

次に、集客交流事業についてであります。

平成25年度は、いよいよ紀勢自動車道の全通や伊勢神宮の式年遷宮を迎えることから、市内への誘客や滞在時間の延長などによる経済効果の拡大を図っていかねばなりません。

そこで、これまで進めてきました集客交流に係る取り組みをさらに進展させたいと考えており、着地型旅行商品を醸成させることや尾鷲ならではの魚介類を生かした食の魅力づくりを進化させること、観光や物産の情報発信を向上させること、観光施設の充実を図ることなどを行います。

着地型旅行商品につきましては、平成24年度から事業協同組合尾鷲観光物産協会が、熊野古道や海、山の資源を生かしたモニターツアーを実施し好評を得ていることから、今後はより経済効果が見込まれる宿泊を伴うものなどを同協会とともに醸成していきます。

食の魅力づくりの進化につきましては、尾鷲よいとこ定食の店を初め、水揚げされる種類の豊富なエビ類、尾鷲港産地協議会や市内水産会社の取り組みによるマグロ類の活用などを図ります。

観光や物産の情報発信につきましては、スマートフォン対応の市内案内アプリの開発とともに、来訪者の誘客や回廊を図り、効率的、効果的な市内情報も発信できるまちの駅ネットワーク推進事業などを行います。なお、同事業につきましては、現在、二十数社から応募があり、新年度からのまちの駅ネットワーク尾鷲の設立に向けて準備会が設けられるとともに、まちの魅力スポットやまちの駅の情報盛り込んだまちなかにぎわいマップの製作が進められております。

観光施設の充実につきましては、本市の中核的観光施設である夢古道の湯の休憩スペースの増設工事を行います。また、夢古道おわせでは、これまで築き上げたネットワークを活用して、全国の入浴施設と同時開催のイベントを繰り広げ、その中で本市の観光物産の情報や販売を行う尾鷲コーナーを設けていただいております。販路開拓や消費拡大、知名度アップにつながるこのような活動を今後とも支援してまいります。

また、これら各事業については、有機的に連鎖するように推し進め、より大きな効果を生み出していきたいと思っております。

次に、子育て支援についてであります。全ての子供に良質な成育環境を保障し、子供一人一人を大切にする社会の実現に向けた取り組みが求められております。

このような中、本市におきましては、子育て支援の重要な柱である保育事業について、児童の福祉向上と保護者への子育て支援を充実させるため、よりよい環境でよりよい保育を提供することが重要であると考えております。

そこで、大規模地震災害や津波被害が危惧されていることから、喫緊の課題として、津波浸水予想区域に立地する保育所や耐震化が必要な保育所の移転整備に向けて、新年度は必要な3園の整備基本計画を策定してまいります。

次に、ひとり親家庭への支援についてであります。

近年、母子家庭等が増加傾向にあり、児童扶養手当やひとり親医療費助成などの経済的支援に加え、看護師や保育士等の資格取得を促す高等技能訓練促進事業などを通して、ひとり親家庭の自立を支えてまいります。これらの施策を進めることにより、仕事と子育ての調和のとれた、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

次に、尾鷲市教育ビジョンは、第6次尾鷲市総合計画の重点的な取り組みであるおわせ人づくりの中の次代を担う人づくりをより具現化するために、多くの市民の皆様からいただいた夢や希望、思いや願いをもとに検討を進め、策定されたものであり、今後10年先を見据えた尾鷲市の教育を方向づけていく重要な指針となります。

基本理念は、共創、共育、共感、次代をつくるおわせ人づくりとなっており、尾鷲で育ち、尾鷲で学び、尾鷲を愛する人づくりを目指しております。

基本理念は、三つの考え方に基いております。

一つ目の共創は、尾鷲が尾鷲らしく輝けるまち、ふるさととして誇れるまちになるよう、一人一人が学校、家庭、地域で豊かな人間関係を築き上げ、ともに支え合い、助け合って、次代をつくるおわせ人を育てます。

二つ目の共育では、人と人とのつながりが弱くなっている現代社会において、世代間交流などによってつながりの再生を図り、一人一人が社会の一員として、さまざまな集団の中で能力、個性を發揮し、ともに育ち合って、次代をつくるおわせ人を育てます。

三つ目の共感といたしましては、ふるさと尾鷲の発展には、自助、共助、公助をうまく生かし、一人一人が自分の将来に夢や希望を持ち、互いに共感し、実現に向かって励まし合って、次代をつくるおわせ人を育てるとするものであります。

以上、三つの基本理念に共通する次代をつくるおわせ人とは、自立する力とともに生きる力を持ち合わせ、尾鷲に誇りを持ち愛することができる人、みずから学びみずからを磨き続ける人、豊かな心を備え他者と協同できる人、みずからのあり方、生き方を身につけた人、健やかな体と体力を備えた人といった五つの目指す人間像を示しております。

尾鷲市教育ビジョンが示している目指す人間像とその実現に向けた基本施策は、三つの章と五つの施策で構成されております。

第1章は、おわせ人としての人間性を育む教育を掲げ、施策を就学前教育の推進、学校教育の推進、青少年の健全育成といった三つの内容で構成されております。

第2章は、尾鷲を誇ることでできる教育を掲げ、施策を生涯教育の推進といたしました。

第3章は、時代の変化に対応する尾鷲の教育を掲げ、施策を学校と地域の共創の推進としております。

今後、尾鷲市教育ビジョンを具体的に進めていく中で、子供たちが、尾鷲の自然や歴史、伝統文化、人々との出会いや触れ合いを通して、尾鷲で育ち、尾鷲で学び、尾鷲を愛する人、次代をつくるおわせ人として育ち、尾鷲が尾鷲らしく輝けるまち、ふるさととして誇れるまちになることを強く願っております。

おわせ人を育てていく大きな原動力となる尾鷲市教育ビジョンの実現のために、市民の皆様、議員の皆様の御支援、御協力をいただきながら、尾鷲市ならではの教育の創造、推進を目指して取り組んでまいります。

次に、防災学習推進事業についてであります。

市内各小中学校では、平成23年度に策定した津波防災教育のための手引を教科や総合的な学習の時間などで活用し、地震や津波に対する知識だけでなく、実際に避難行動がとれる子供の育成を行いました。避難訓練はもちろん、子供たちが、自分の住む地域を歩き、避難経路を、危険箇所をチェックする活動もあわせて取り組んでおります。また、群馬大学大学院片田教授には、尾鷲中学校、輪内中学校において、全校生徒への御講演の中で、想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれの津波3原則の大切さを教えていただきました。

昨年12月には、教職員6名が釜石市を訪れ、津波による被害状況を肌で感じ、津波防災教育の大切さをさらに痛感し、その現状や思いを周りの子供たちや教職員に伝えております。1月には、釜石市から4名の先生方をお招きし、あのとき釜石で何か起こっていたのか、人々の様子はどのようなものだったのかを子供たちや教職員にお話ししていただきました。

新年度も引き続き、片田教授や釜石市の御支援をいただきながら、子供たちがふるさと尾鷲を大切に思って、そのときに備える姿勢や地域の防災の担い手としても実践できるよう、津波防災学習を進めてまいります。

子供たちの防災意識の高まりは、保護者の防災意識の高まりにもつながり、2月3日には、尾鷲小学校のPTAと教職員が一緒になって、中村山への避難経路の草刈りや木の伐採が行われました。御協力いただきました皆様に感謝するとともに、こうした取り組みにより一層の防災意識の高まりに期待しております。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

輪内中学校につきましては、新年度の2学期から生徒が新校舎に入れるよう工事を進めており、その後、屋外附帯工事を行い、12月には全ての工事が完了となる予定であります。

また、宮之上小学校につきましては、基本計画及び実施設計を終え、新年度から工事に着手し、平成26年度の完成を目指してまいります。

次に、獣害対策についてであります。

獣害パトロール員による見回りや追い払いについては、一定の成果が出ていることから、今後も引き続き実施し、また、集落ぐるみで追い払い活動を実施する地区につきましては、現地研修会を実施するなど、引き続き、根気強い対策の支援を行ってまいりたいと考えております。

猿を対象とした有害鳥獣捕獲奨励金につきましては、三重県猟友会尾鷲支部に捕獲を依頼し、駆除の強化を継続して行ってまいります。

さらに、猟友会による獣害被害軽減のための一斉追い上げ等の実施を市内全地区にて計画しており、今後も地域住民の方や猟友会と連携して獣害対策に取り組んでまいります。野生の動物が相手のことであり、市民の皆様とともに粘り強い対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、市町村設置型合併浄化槽整備促進事業につきましては、平成24年度にPFI事業の導入可能性調査を行っております。その調査の結果、PFI事業で

実施した場合には、定量的評価において45年間で4億400万円の市財政負担の軽減が見込まれました。

また、定量化できない項目である整備事業の効率化、市民サービスの向上、公共用水域の水質改善及び地域経済の活性化など、多くの定性的効果も期待できます。

これらのことから、PFI事業による事業実施に明らかなメリットがあると判断できるため、今後は、市が主体となって設置から維持管理までを行う市町村設置型合併浄化槽整備をPFI事業によって進めてまいりたいと考えております。

そこで、市町村設置型整備事業を市にかわって進めていく特別目的会社、SPCの選定及び契約締結等の支援を行うPFI事業導入アドバイザー業務を平成24年度と新年度の2カ年で実施してまいります。

アドバイザー業務の具体的な内容につきましては、事業背景、PFI導入の経緯と目的、公共事業の管理者、民間へ委託する業務の内容、事業期間、事業方式、事業者選定方式、リスク分担等、入札に向けた諸準備が主な業務となります。

また、市民、事業者の意見を盛り込んだ実施方針の策定や、PFI事業で実施対象とする作業範囲の選定支援、要求水準書や事業者募集要項の策定などの業務もあわせて進め、円滑なPFI事業の実施につなげてまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンター施設処理能力の増強工事についてであります。

平成8年のロンドン条約議定書に基づいて海洋投入が原則禁止となったため、平成18年12月から市内のし尿・浄化槽汚泥は、尾鷲市クリーンセンターにおいて陸上処理を行っております。

建設したクリーンセンターの浄化槽汚泥の処理能力は、年間9,125キロリットルとなっており、人口減少に伴って減少すると予測していた浄化槽汚泥の搬入量が、近年の大型店舗の建設などにより逆に増加しており、平成22、23年度には、施設処理能力に対して、し尿・浄化槽汚泥の搬入量が99%に達しており、今後も浄化槽汚泥の搬入量はさらに増加すると考えられます。

このことから、現在の処理棟の規模を変更することなく、設置設備の入れかえ等によって浄化槽汚泥の年間処理能力を1万2,775キロリットルに増強し、市域内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を安定的かつ適切に処理するための施設整備を行おうとするものであります。

また、平成25年度から平成30年度までの6年間のクリーンセンター施設運

転保守管理包括業務の中で、当該施設ではこれまで搬入実績がない濃縮汚泥の処理についてもあわせて検討を行い、量と質の両面から施設の処理能力をさらに高めてまいりたいと考えております。

また、これには、契約に伴い適正かつ確実に業務や工事が履行されているかを総合的に確認する必要があり、業務の履行状況の把握、検証のためのデータやサンプルの収集、契約に規定されている要求水準の遵守の確認、能力増強工事等の履行状況等を判断するモニタリング業務をあわせて実施いたします。

このモニタリング業務の結果から、施設の維持管理状況を的確に把握するとともに、日量40キロリットルの処理に対する水質等の保証値を処理能力増強後においても遵守させるとともに、次回の施設運転保守管理包括業務委託費のコスト削減につなげてまいりたいと考えております。

次に、水道事業についてであります。

平成23年度より進めてまいりました新桂山配水池更新事業につきましては、平成24年度に造成工事と貯水タンク等の実施設計を行い、新年度は、貯水タンクほか附属設備の築造工事の完成を目指しております。

上水道の重要拠点施設である新桂山配水池の貯水量は5,750立法メートルで、旧配水池の約1.8倍となり、安全でおいしい水道水の安定供給はもとより、今後発生が予想される地震などの大規模災害に対しても、非常用飲料水や重要施設への給水を確保することが可能になります。

これからも、災害に強い水道を目指し、老朽化施設の耐震化補強等の取り組みを順次計画的に進めてまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

近畿自動車道紀勢線の進捗状況につきましては、紀伊長島インターチェンジが3月24日にオープンする予定となっておりますが、長く急な勾配で、豪雨の際には通行規制が行われることもある荷坂峠を回避し、安全安心に通行できる高速道路が今回開通します。

さらに、紀伊長島インターチェンジと海山インターチェンジ間15.1キロメートル及び熊野尾鷲道路の三木里インターチェンジと大泊インターチェンジ間13.6キロメートルにつきましても、平成25年度の完成を目指して、着々と工事が進められております。

また、平成24年度に新規事業化されました熊野尾鷲道路Ⅱ期事業、尾鷲北インターから尾鷲南インター間の5.4キロメートルもあわせまして、近畿自動車

道紀勢線の全線開通に向け、さらなる要望活動を進めていく所存であります。

高速道路の延伸により、当地域が目指します命の道ネットワークが着々と実現されていっております。

こうした高速道路の進捗を見据え、大規模遊休地となっております小原野地区の利活用について検討する必要がある、新たなまちづくりや、特に防災関係用地としても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案しております議案第1号「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について」から議案第35号「三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について」までの35議案について御説明いたします。

議案第1号「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について」につきましては、地元自治会等の要望により建設し、管理運営につきましても地元自治会等との合意の上、使用貸借契約により運用を図っておりましたが、設置条例を制定していないことから、今回、地方自治法第244条の2の規定により、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第2号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」から議案第4号「尾鷲市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」の3議案につきましては、いずれも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により、政令で定める基準を参照し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第2号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」につきましては、道路法第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、市道の構造の一般的技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法等について並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準について定めようとするものであります。

議案第3号「尾鷲市公共下水道及び都市下水路の構造等の技術上の基準を定める条例の制定について」につきましては、下水道法第7条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造並びに都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準について定めようとするものであります。

議案第4号「尾鷲市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」につきましては、河川法第100条第1項において読み

かえて準用する河川法第13条第2項の規定に基づき、準用河川に係る河川管理施設または法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、床どめその他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めようとするものであります。

次に、議案第5号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、国有林野事業の国営企業形態の廃止により国が経営する企業が存在しなくなったことから条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第6号「尾鷲市暴力団排除条例の一部改正について」につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、条項ずれを整備しようとするものであります。

次に、議案第7号「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の規定の項ずれが生じたことによる条例の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第8号「尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について」につきましては、国家公務員の退職手当において、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成25年1月1日より施行されており、本市においても国家公務員と同様の基準で退職手当を支給していることから、退職給付の調整率を改正する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第9号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、障害者自立支援法の題名の改正及び条項の改正が行われたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号「尾鷲市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について」につきましても、議案第9号と同様に、障害者自立支援法の題名の改正が行われたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第11号「尾鷲市道路等占用料徴収条例の一部改正について」につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令

の公布に伴い、太陽光発電設備等が道路の占用許可対象物件となったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号「尾鷲市営住宅条例等の一部改正について」につきましては、地域主権改革一括法により、公営住宅法第5条第1項及び第2項並びに第23条の一部が改正されたことに基づき、市営住宅等の整備基準及び入居収入基準の条項を加える条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号「尾鷲市都市公園条例の一部改正について」につきましても、地域主権一括法により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、政令を参照し技術的基準を定めようとするものであります。

次に、議案第14号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団長等の年手当額を昭和63年以来変更せずに執行してまいりましたが、福利厚生観点から一部改正しようとするものであります。

次に、議案第15号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、議案第9号及び議案第10号と同様に、障害者自立支援法の題名の改正及び条項の改正が行われたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号「住民生活に光をそそぐ基金条例の廃止について」につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金制度が平成23年度及び平成24年度の2カ年での事業を対象としており、平成25年3月31日限りで基金条例の効力も失効となることから、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第27号「平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの11議案について御説明いたします。

本市の財政状況は、人件費や物件費の削減など、これまでの行財政改革による効果や、過疎地域指定を受けたことによる財政支援などにより若干改善されつつあります。

しかし、歳入においては人口減少や少子高齢化の進行により、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況である反面、歳出では、社会保障関連経費の増加、公共施設の耐震整備及び防災・減災対策を重点的に取り組んでいく必要があることから、今後の財政需要の増加が予想され、厳しい財政運営を続けております。

平成25年度当初予算においては、第6次尾鷲市総合計画の取り組みを確実なものとする重要な年度であり、その将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向けた諸施策を総合的かつ機能的に推進していく必要がありますが、市長の改選期であることから、骨格予算といたしました。しかし、経常的経費や学校耐震整備などの継続事業や防災・減災対策を初め、年度当初から早急に取り組まなければ事業執行に影響のある新規事業も計上し、市政運営に空白が生ずることのないよう予算編成を行いました。

平成25年度一般会計当初予算は、前年度比2億7,100万円増の98億6,300万円といたしました。

それでは、平成25年度当初予算について御説明いたします。

お手元に配付の平成25年度当初予算主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比2.8%増の98億6,300万円、特別会計の国民健康保険事業会計は3.0%増の27億6,202万8,000円、後期高齢者医療事業会計は1.0%増の5億5,359万1,000円、公共下水道事業会計は前年度と同額の276万6,000円。企業会計においては、病院事業会計で8.1%減の48億7,600万2,000円、水道事業会計で62.7%増の15億5,890万3,000円。各会計を合わせた予算総額を、対前年度比2.8%増の196億1,629万円とするものであります。

次に、一般会計の歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをごらんください。

1款市税につきましては、対前年度比1.0%減の21億9,531万4,000円を計上しております。

これは、平成25年4月からの税制改正に伴い、たばこ税においては、県からの税源移譲による増額を見込んでおりますが、地域経済の低迷による法人市民税の減少、土地評価の下落による固定資産税の減少などにより、市税全体としては減額となる見込みであります。

6款地方消費税交付金は、前年度と同額の1億8,000万円を見込んでおります。

8款地方特例交付金は、60.0%減の600万円を計上しております。これは、平成24年度交付見込み額から減額見込みとしたものであります。

9款地方交付税につきましては、0.8%減の33億4,000万円を計上して

おります。これは、地方公務員給与の削減による基準財政需要額への影響などによるもので、平成24年度交付見込み額からは3.6%減の1億2,644万円の減額としております。

12款使用料及び手数料は、51.8%増の1億6,805万3,000円を計上しております。これは、指定ごみ袋による収集手数料5,427万円の増額が主なものであります。

13款国庫支出金は、0.9%減の10億4,447万6,000円を計上しております。これは、生活保護費負担金等の民生費国庫負担金7億9,497万6,000円と学校施設環境改善交付金2億円が主なものであります。

14款県支出金は、17.6%増の6億4,349万4,000円を計上しております。これは、保育所入所に係る児童保護措置費等の民生費県負担金3億541万円と尾鷲ひのきプレカット協同組合が実施する施設整備に係る森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円が主なものであります。

17款繰入金は、46.8%増の7億2,476万1,000円を計上しております。これは、当初予算編成に当たり、尾鷲消防署の耐震整備事業に公共施設等基金5,000万円、第三セクター等改革推進債の元金償還分として減債基金を3,900万円、なお不足する財源につきましては、財政調整基金を6億318万3,000円繰り入れるなど、それぞれの基金の目的に沿って取り崩し額を計上しております。

20款市債につきましては、エリアワンセグシステム基盤整備事業債1億4,950万円、クリーンセンター整備事業債1億210万円、学校教育施設等耐震整備事業債4億1,630万円など、0.3%増の12億120万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主な概要について御説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.6%減の45億5,920万円となっております。

まず、人件費につきましては、2.5%減の16億4,092万6,000円を計上しております。これは、一般職員では、正規職員の削減等による減少と退職手当の減額、議員では、1名の減員と議員共済費の減などによるものであります。

扶助費につきましては、自立支援給付事業で1,708万1,000円の増となっておりますが、乳幼児の減少などによる保育所運営費5,909万3,000円

の減、生活保護費 1,224万8,000円の減などにより、4.0%減の17億6,735万3,000円を計上しております。

公債費は、3.5%増の11億5,092万1,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては、クリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料2億1,000万円、指定ごみ袋製造販売業務委託料3,282万8,000円などにより、10.2%増の16億2,530万7,000円を計上しております。

補助費等は、水道事業会計負担金1,251万2,000円、三重紀北消防組合負担金4,112万円の増となっておりますが、財団法人尾鷲市開発公社の解散に伴う債務補償金3億9,000万円の減などにより、20.5%減の11億7,863万円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合分担金、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金がいずれも増額となることから、3.8%増の9億5,736万1,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費の総額は、50.7%増の14億6,879万6,000円の計上であります。

これは、補助事業費においては、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円と輪内中学校及び宮之上小学校耐震整備事業6億7,884万2,000円などにより、47.0%増の8億6,536万7,000円の計上であります。

単独事業費では、エリアワンセグシステム基盤整備工事1億4,957万5,000円、クリーンセンター施設能力増強工事1億3,618万5,000円などの計上により、55.3%増の5億9,239万3,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為であります。

15ページをごらんください。

固定資産評価支援業務委託料につきましては、平成27年度評価がえに係る簡易鑑定評価を実施するのに2カ年を要することから、新たにその期間を平成26年度、限度額を522万9,000円とするものであります。

尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託料につきましては、クリーンセンター施設運転保守管理包括業務を6年間の業務期間で実施することから、期間を平成26年度から平成30年度まで、限

度額を2,310万円とするものであります。

学校耐震整備事業（宮之上小学校分）につきましては、平成25年度、平成26年度の2カ年で実施することから、期間を平成26年度、限度額を3億8,212万5,000円とするものであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

16ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比3.0%増の27億6,202万8,000円を計上しております。主な要因としましては、2款保険給付費及び3款後期高齢者納付金等の増額が主なものであります。

次に、17ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、対前年度比1.0%増の5億5,359万1,000円を計上しております。これは、療養給付費の増による広域連合負担金の増によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、昨年度と同額の276万6,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

18ページをごらんください。

病院事業会計につきましては、対前年度比8.1%減の48億7,600万2,000円を計上しております。

業務の予定量は、入院が1日平均212人、年間延べ7万7,490人、外来が1日平均425人、年間延べ10万3,688人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は43億199万4,000円、支出は45億2,237万円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は2億3,193万8,000円、支出は3億5,363万2,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,169万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、学資貸与金は、期間を平成26年度、限度額を300万円、給食業務委託は、期間を平成26年度から平成28年度まで、限度額を1億4,420万7,000円、複合機使用料は、期間を平成26年度から平成30年度まで、限度額を450万円とするものであります。

次に、19ページをごらんください。

水道事業会計につきましては、対前年度比62.7%増の15億5,890万3,000円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,879戸、年間給水量424万1,000立方メートル、1日給水量1万1,619立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は6億1,802万8,000円、支出は5億2,850万2,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は8億2,790万8,000円、支出は10億3,040万1,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億249万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、水道窓口及び検針収納業務委託料で、期間を平成26年度から平成28年度、限度額を9,039万円とするものであります。

続きまして、平成24年度補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正と国の補正予算に伴い、平成25年度当初予算に計上予定でありました水産基盤ストックマネジメント事業及び林道保全事業を前倒しで実施するものであります。

なお、これらの事業はいずれも繰越事業として実施してまいります。

それでは、お手元に配付の平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計は4,914万2,000円を減額、国民健康保険事業会計は2,322万円、後期高齢者医療事業会計は615万1,000円をそれぞれ増額し、病院事業会計は1億589万4,000円、水道事業会計は3,162万3,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を201億7,978万5,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきまして御説明いたします。

1款市税では、固定資産税で減収見込みであります。市民税で増収見込みであることから、1,438万3,000円を増額するものであります。

8款地方特例交付金886万1,000円の減額は、子ども手当の交付額の確

定によるものであります。

1 1 款分担金及び負担金 9 2 6 万 2, 0 0 0 円の減額は、保育所入所保護者負担金の減額などによるものであります。

1 2 款使用料及び手数料 5 7 2 万 9, 0 0 0 円の減額は、墓園永代使用料 4 0 2 万 9, 0 0 0 円、深層水使用料 1 7 0 万円の減額であります。

1 3 款国庫支出金 3, 5 4 8 万 9, 0 0 0 円の減額は、児童保護措置費負担金 1, 9 9 4 万 1, 0 0 0 円、児童手当国庫負担金 1, 2 0 5 万 2, 0 0 0 円の減額などによるものであります。

1 4 款県支出金 1, 3 3 8 万 3, 0 0 0 円の減額は、林道保全事業補助金 3 0 0 万円、水産基盤ストックマネジメント事業補助金 1, 9 0 0 万円の追加と、児童保護措置費負担金 9 9 7 万円、浄化槽設置整備事業補助金 3 9 4 万 3, 0 0 0 円、衆議院議員選挙執行委託金 5 4 7 万 4, 0 0 0 円の減額などによるものであります。

1 5 款財政収入 7 0 9 万 4, 0 0 0 円の減額は、基金運用収入 1 4 3 万 4, 0 0 0 円の増額と立木売払収入 8 7 0 万 2, 0 0 0 円の減額などによるものであります。

1 6 款寄附金 1 1 万円の増額は、ふるさと納税として 3 名の方から御寄附をいただいたものであります。

1 7 款繰入金の 1, 4 0 1 万 7, 0 0 0 円の増額は、後期高齢者医療事業会計から繰り入れるものであります。

1 9 款諸収入 2 6 6 万 6, 0 0 0 円の増額は、長寿社会づくりソフト事業費交付金 3 9 0 万 3, 0 0 0 円の増額と受託造林事業収入 8 2 万円の減額などによるものであります。

2 0 款市債 5 0 万円の減額は、事業費の確定による減額と水産基盤ストックマネジメント事業債 1, 0 0 0 万円の追加などによるものであります。

次に、歳出であります。

3 ページをごらんください。

1 款議会費 1 0 7 万 2, 0 0 0 円の減額は、議会運営経費の普通旅費の減額などによるものであります。

2 款総務費 7, 9 3 4 万 9, 0 0 0 円の増額は、普通退職に伴う退職手当 6, 8 1 8 万 5, 0 0 0 円の増額と自主運行バス運行委託料等の交通体系関係事務経費 9 8 0 万円、衆議院議員選挙経費 5 4 6 万 4, 0 0 0 円などの減額と財政調整基

金等への積立金5,077万4,000円の増額が主なものであります。

3款民生費1億1,286万4,000円の減額は、入所者数の減による養護老人ホーム聖光園指定管理料1,460万円、保育所運営費5,607万円、児童数の減による児童手当2,160万円の減額などによるものであります。

4款衛生費2,691万8,000円の減額は、受診者の減による健康診査等委託料193万7,000円、設置数の減による浄化槽設置整備事業補助金1,182万8,000円の減額などによるものであります。

5款農林水産業費3,286万5,000円の増額は、国の補正予算に伴い、林道保全事業として39の林道橋の調査、診断及び長寿命化修繕計画策定業務委託料651万円の追加、同じく水産基盤ストックマネジメント事業として須賀利漁港の漁港施設測量設計業務委託料2,000万円、行野浦漁港、大曾根浦漁港、曾根漁港の漁港施設診断調査業務委託料1,800万円の追加と事業費の確定による主伐搬出委託料443万2,000円の減額などであります。

6款商工費131万2,000円の減額は、事業量の減による産業開発促進事業費の減によるものであります。

7款土木費147万円の増額は、事業費の確定による賀田地内地籍調査業務委託料106万6,000円の減額と、中井浦2地区ほか急傾斜地崩壊対策事業地元負担金285万円の増額などによるものであります。

8款消防費83万1,000円の減額は、三重紀北消防組合負担金の減額であります。

9款教育費1,982万9,000円の減額は、事業の完了による宮之上小学校体育館天井木毛板撤去工事請負費298万円の減額と小学校学校管理費の光熱水費500万円の減額などによるものであります。

次に、繰越明許費補正であります。

7ページをごらんください。

追加では、5款農林水産業費、2項林業費、林道保全事業、同じく5項水産業費、水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、国の補正予算に基づく事業で、年度末までの期間が短いことから、年度内で執行することが困難なため、繰越事業として実施するものであります。

次に、変更につきましては、5款農林水産業費、2項林業費、県単林道整備事業につきましては、事業量の増加により金額を300万円増額し、611万4,000円と変更するものであります。

次に、債務負担行為補正であります。

追加といたしましては、平成25年度よりプラスチック類の分別収集・処理を実施することから、期間を平成25年度から平成27年度まで、限度額を1,837万1,000円とするものであります。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料及び尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設指定管理料につきましては、現在の債務負担行為期間が満了することから、新たに更新するものであります。その期間を平成25年度から平成27年度まで、限度額をそれぞれ2,992万5,000円、7,463万2,000円とするものであります。

変更につきましては、入札により額が確定したことから、尾鷲市斎場指定管理料がその限度額を7,228万7,000円から6,850万円に、図書館システム使用料が、その限度額を1,227万円から869万4,000円にそれぞれ変更するものであります。

次に、特別会計について御説明いたします。

8ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、2,322万円を増額し、歳入歳出予算総額を29億7,887万2,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、2款国庫支出金3,162万2,000円の減額は、療養給付費等負担金2,141万6,000円の減額、5款県支出金780万8,000円の減額につきましては、財政調整交付金670万円などの減額によるものであります。

8款繰入金6,262万2,000円を増額は、保険基盤安定繰入金412万1,000円と財政調整基金からの繰入金6,018万1,000円などの増額によるものであります。

歳出の主なものにつきましては、2款保険給付費6,578万9,000円の減額は、一般分療養給付費及び退職分療養給付費などの減額、8款保健事業費920万2,000円の減額は、受診者の減による健診委託料852万6,000円の減額などによるものであります。

10款諸支出金9,859万4,000円を増額は、平成23年度の調整交付金の返還金であります。

次に、9ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、615万1,000円を増額し、歳入歳出予

算総額を5億5,881万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、2款繰入金666万4,000円の減額は、保険基盤安定繰入金などの減額によるものであります。

3款諸収入は、1,401万7,000円の増額であります。三重県後期高齢者医療広域連合より前年度精算金として受け入れるものであります。

歳出につきましては、2款広域連合負担金786万6,000円の減額は、一般管理費負担金などの減額によるものであります。

3款諸支出金1,401万7,000円の増額は、前年度精算金を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

10ページをごらんください。

病院事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、医業収益で、入院患者数の減少により6,982万4,000円の減額、医業外収益で国県補助金など335万円の増額であります。

支出では、医業費用で退職給付金が増額になるものの、給料、期末勤勉手当等の減額及び光熱水費等の経費の減により9,568万4,000円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、建設改良費の減による企業債990万円の減額であります。

支出では、建設改良費で、機器備品購入費が確定したことによる921万円の減額が主なものであります。

次に、債務負担行為補正であります。

債務負担行為補正は、額の確定による限度額の変更であり、院内清掃業務委託は限度額9,122万4,000円から9,072万円に、警備業務委託は限度額3,960万円から3,553万2,000円にそれぞれ変更するものであります。

続きまして、11ページをごらんください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業利益は3万7,000円の減額、営業外収益が預金利子など9,000円の増額であります。

支出では、営業費用が委託料の減などにより540万円の減額、営業外費用が消費税納付額の増などにより257万7,000円の増額であります。

資本的収入及び支出の収入では、補助金は国庫補助金120万9,000円の

減額、負担金は一般会計負担金 1 2 2 万 2, 0 0 0 円、企業債 1, 1 6 0 万円の減額は建設改良費の事業費の確定による減額であります。

支出では、建設改良費の事業費の確定により、2, 8 8 0 万円を減額するものであります。

当初予算主要事項説明の 5 ページから 1 5 ページ及び一般会計補正予算（第 6 号）主要事項説明の 4 ページから 6 ページに記載しております歳出の主要事項につきましては、冒頭で申し上げました施策と重複する部分もありますので、説明を省かせていただきます。

以上をもちまして、平成 2 5 年度当初予算及び平成 2 4 年度補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 2 8 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、三重交通株式会社に指定期間を 1 年間と定めて指定管理を行うに当たり、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 2 9 号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」及び議案第 3 0 号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会に指定期間を 3 年と定めてそれぞれ指定管理を行うに当たり、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 3 1 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、株式会社熊野古道おわせに指定期間を 3 年と定めて指定管理を行うに当たり、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 3 2 号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、尾鷲商工会議所に指定期間を 3 年と定めて指定管理を行うに当たり、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 3 3 号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、個人から土地の寄附を受けたことに伴い、市道路線の認定を行うため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 3 4 号「東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」につきましては、東紀州農業共済事務組合支所移転に伴い、位置の変更を行

うとする規約の一部を変更するための協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号「三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について」につきましては、平成25年4月1日から規約第3条第1項第4号の定める事務に伊賀市を加えること及び字句の整理を行おうとする規約の一部を変更するための協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

ここで10分間休憩いたします。再開は11時45分からといたします。

〔休憩 午前11時35分〕

〔再開 午前11時45分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第38、議案第36号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼孝之議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、人事案件1件について御説明をいたします。

議案第36号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、桑原慶子氏が本年3月31日をもって任期満了により退任しますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で豊富な知識を備えた方である大草さつき氏を新たに公平委員会委員として選任したく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

日程第38、議案第36号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼孝之議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第39、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第40、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問2件を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) ただいま議題となりました諮問2件につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、諮問2件について御説明をいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、大瀬欣子氏が本年6月30日をもって任期満了となります。

同氏は、的確な判断力を持って諸問題の解決に努められており、引き続き人権擁護委員候補者に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の

意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、稲葉充子氏が本年6月30日をもって任期満了により退任しますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに川上悦子氏を人権擁護委員候補者に推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問2件につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いません。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

最初に、日程第39、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第40、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」

て」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第４１、報告第１号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件１件について御説明をいたします。

報告第１号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、昨年９月、本市職員が市内にて公用車を走行中、相手方の運転不注意により衝突し、双方の車両を損傷したことから、平成２５年１月２５日に本市損害賠償額を３,８００円と決定すべく、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分を行ったもので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

議長（三鬼孝之議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

報告案件であることに御留意の上、御発言願います。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第４２、発議第１号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」、日程第４３、発議第２号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」、日程第４４、発議第３号「尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正について」の発議３件を一括議題といたします。

局長をして、発議の朗読をいたさせます。

正午を過ぎると思われませんが、会議を続行いたします。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼孝之議員） これらの例規改正につきましては、昨年９月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、このことに伴い市議会会議規則、委員会条例及び政務調査費の交付に関する条例の改正が必要となったことによるものであります。なお、政務活動費の条例につきましては、自治法改正の関連以外についても

若干の見直しを行い、制定するものでございます。

お諮りいたします。

ただいま議題の発議3件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第42、発議第1号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」につきまして、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第43、発議第2号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきまして、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第44、発議第3号「尾鷲市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正について」につきまして、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第3号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす2月27日から3月3日まで休会とし、4日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時59分]